精華町農業委員会会議録

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

 1番 井澤 茂治
 4番 森本 豊

 5番 藤村 絹子
 7番 草嶋 邦子

 8番 山本 千惠子
 9番 井上 和也

 10番 田中 安弘
 11番 森島 隆詞

 15番 山本 功
 16番 杉嶋 秀美

 17番 新司 吉行
 18番 岩井 三郎

4、欠席した委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏

19番 太田 廣之

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史6番 中川 茂成12番 米澤 貞幸14番 田中 吉照

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

13番 中村 正

事務局岡本 匡志植山 さゆみ

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和3年度農用地利用集積計画(第7次)の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

8、署名委員

16番 杉嶋 秀美 17番 新司 吉行

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第11回農業委員会総会を 開催させていただきます。

> ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。 また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

> 稲刈りも終わり、朝夕は冷え込む季節となりました。これからが紅葉の美しい季節を 迎える秋本番でございます。

> 委員の皆様には、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがと うございます。

> さて、当委員会といたしましては、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何卒よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、16番杉嶋秀美委員、17番新司吉行委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

- 議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。 1番から4番について事務局より議案の提案及び説明を願います。
- 事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。 1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

本件については、15ページの「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、小作権の合意解約を受けて今般第3条の申請がされたものです。

場所については3ページの地図のとおりです。

1ページに戻っていただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

1ページに戻っていただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

2ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

譲受人については、南丹市で耕作をされており、年間180日、農機具も所有されています。

場所については4ページの地図のとおりです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 1番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足 説明をお願いします。

藤村 5番、藤村です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、10月21日、岡本局長と申請 のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、当該農地の耕作者で、今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議 長 ありがとうございました。2番については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 上 9番、井上です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、10月21日、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議 長 ありがとうございました。3番については、地区担当委員の新司委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

新 司 17番、新司です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、10月21日、岡本局長と申請 のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれま すので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長 ありがとうございました。4番については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井上 9番、井上です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、10月21日、岡本局長と申請 のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

- 議長ありがとうございました。それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
- 議長何かご質問、ご異議等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
- 議 長 それでは、議案第1号の1番から4番についての許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の1番から4番について は、許可することに決定いたします。
- 議長 続きまして、5番ですが、農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)により、米澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

それでは5番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 2ページをお開きください5番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおりです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 5番については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておられますので、補足 説明をお願いします。 井 上 9番、井上です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、10月21日、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

- 議長ありがとうございました。それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
- 議 長 何かご質問、ご異議等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
- 議長 それでは、議案第1号の5番についての許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の5番については、許可 することに決定いたします。

米澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

- 議長 米澤委員にお伝えします。議案第1号、5番については、許可することに決定いたしました。
- 議長 議案第2号、令和3年度農用地利用集積計画(第7次)の決定についてを議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。それでは議案第2号、令和3年度農用地利用集積計画(第7次)の決定について、でございます。精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

8ページをお開きください。利用権設定を受ける者が同一人であるため、1番から3番までを一括で説明します。1番でございます。

【 提案説明 】

2番でございます。

【 提案説明 】

3番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおりです。

続きまして9ページをお開きください。利用権設定を受ける者が同一人であるため、 4番と5番を一括で説明します。4番でございます。

【 提案説明 】

5番でございます。

【 提案説明 】

場所については13、14ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

- 議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
- 議 長 何かご質問、ご異議等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
- 議長 それでは、議案第2号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号についての計画は議案ど おり決定いたします。
- 議長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局 それでは15ページをお開きください。それでは報告第1号、農地法第18条第6項 の規定による通知について、でございます。

これは、先程農地法の3条、1ページの1番のところで申し上げました許可申請にも 関わってくることでございます。まずこの18条の6項の通知があったわけでございま す。内容については、

【 内容報告 】

場所については3ページの地図のとおりです。 以上です。

- 議 長 本件について何かご質問等ございませんか。
- 議長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を 報告します。

事務局より報告願います。

事務局 それでは16ページをお開きください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規 定による届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

本件については、届出の前に申請人が既に露天駐車場として整備を行って利用されていたもので、今回届出と併せて顛末書の提出がありましたことを申し添えます。

場所については17ページの地図のとおりです。近隣の幼稚園、保育所の職員の駐車場ということで利用されています。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何かご質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。 議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

11月30日火曜日13時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を11月30日火曜日13時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますが、議案締切りから総会までの日がなく、 議案書は当日配付とさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願 いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜 りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時30分